

議案第68号

松阪市議会議員及び松阪市長の選挙における選挙公報の発行に関する条例の一部改正について

松阪市議会議員及び松阪市長の選挙における選挙公報の発行に関する条例（平成17年松阪市条例第15号）の一部を次のように改正する。

令和元年6月20日 提出

松阪市長 竹上 真人

松阪市議会議員及び松阪市長の選挙における選挙公報の発行に関する条例の一部を改正する条例

松阪市議会議員及び松阪市長の選挙における選挙公報の発行に関する条例（平成17年松阪市条例第15号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「修正後の掲載文を」の次に「添え、」を加える。

第4条第3項中「代人」を「代理人」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。